

はかた伝統工芸館 指定管理者募集要項

令和7年7月

福岡市経済観光文化局

目 次

1	指定管理者制度の趣旨	1
2	管理・運営対象施設	1
3	指定期間	1
4	開館時間・休館日	2
5	管理・運營業務内容	2
6	管理・運営経費について	3
7	応募について	4
8	募集手続について	5
9	選定について	7
10	管理運営基準（事業計画内容の評価）について	8
11	審査後の流れについて	9
12	協定について	10
13	モニタリングについて	11
14	その他	13
	別添：リスク分担表	15
	様式集	17

はかた伝統工芸館 指定管理者募集要項

1 指定管理者制度の趣旨

指定管理者制度は、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、経費の節減だけでなく住民サービスの向上を図ることを目的とした制度です。

はかた伝統工芸館の指定管理者の指定にあたっては、広く事業者を募集し、管理運営について、制度趣旨を踏まえた創意工夫のある提案を募集します。

2 管理・運営対象施設

- (1) 名 称 はかた伝統工芸館
- (2) 所 在 地 福岡市博多区博多駅前一丁目 23 番 2 号
パークフロント博多駅前一丁目 1 階
- (3) 面 積 専有延床面積 122.68 m²
- (4) 構造・用途 鉄骨造
- (5) 開 館 日 令和 7 年 5 月 2 日移転開館
- (6) 工芸館の事業運営

はかた伝統工芸館（以下「工芸館」という。）は、福岡市を代表する伝統的工芸品である博多織・博多人形、その他の伝統工芸品の紹介、展示、情報提供、販売等を行い、市民や外国人を含めた観光客へ向けて伝統工芸品のPRを行い、本市の伝統産業の継承及び発展を図り、もって市民の豊かな生活の形成と地域の活性化に資することを目的に設置した施設です。

施設の管理運営、事業実施については、博多織工業組合、博多人形商工業協同組合、博多人形小売商組合、博多伝統職の会等の関係団体・関連事業者・個人作家等と連携を図りながら実施していただきます。また、企業等の連携や博多旧市街エリアをはじめとする伝統産業の小売店舗・工房等へ送客を行い、伝統工芸業界全体の振興を図ってください。

3 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年間）

※ 福岡市の施策によって、指定期間が変更となる可能性があります。

4 開館時間・休館日

- (1) 開館時間 午前 10 時～午後 6 時（入館は午後 5 時 30 分まで）
- (2) 休 館 日 毎週水曜日（水曜が祝休日にあたる場合は翌平日）、
年未年始（12 月 29 日～1 月 3 日）
- (3) 特記事項 (1)開館時間、(2)休館日については、利用者のサービス向上につながる場合は、市の承認を得て変更することができるので、必要に応じてご提案ください。

5 管理・運營業務内容

事業者の業務範囲は以下のとおりとします。（詳細ははかた伝統工芸館指定管理者業務仕様書を参照）

(1) 施設の運営管理業務

- ① 組織体制
- ② 清掃、保安警備、安全管理及び保守管理に関する業務

※ 清掃、保安警備については、ビル管理会社（太平ビルサービス株式会社）が実施するため、再委託が必要です。

(2) 伝統工芸品振興業務

- ① 本市の伝統工芸品の紹介、展示並びに情報の収集及び提供
- ② 広報活動（WEB、紙媒体、パネル等）
- ③ 伝統産業振興を目的とした事業の実施
- ④ 企画展示スペースの貸し出し、使用料及び観覧料の徴収に関する業務
- ⑤ 市及び博多旧市街エリアの関連施設との連携

<伝統産業業界全体の振興につながる事業として上記①～⑤に加えて実施を想定している内容>

○ 伝統工芸連携窓口の設置

観光との連携やビジネスの視点を取り入れながら、市内宿泊施設や飲食店等に伝統工芸品の使用を促すため、博多織・博多人形の産地組合、工芸事業者、個人作家とをつなぐ窓口を設置。

窓口では、博多旧市街エリアをはじめとした工芸関連小売店舗への送客を推進。

- 工房訪問や実演・ワークショップ等、作家と実際に触れ合える機会の創出。
- 窓口をはじめ、工芸館に従事するスタッフは、市が実施する伝統産業に関する研修を受講し、伝統工芸に関する専門的な知識をもとに業務にあたっていただきます。

（参考）連携を想定する本市事業

【伝統産業によるインバウンド観光消費拡大事業】

（URL：<https://fukuokacrafts.jp/>）

ホテル・レストラン等での伝統工芸品の利用促進等を通して、インバウンドを含めた販路拡大を支援する。

【博多旧市街プロジェクト】

（URL：https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/c_kanko/shisei/hakataoldtown.html）

中世最大の貿易港湾都市であった都市の中心地域である博多部において、価値ある資源をストーリーとまちなみでつなぎ、市民や観光客の皆さんが認知し楽しんでもらえる環境を整え、魅力を高めていく。

(3) 事業報告書等の作成及び提出

(4) 指定管理者が費用及び危険を負担する範囲 別添リスク分担表参照

6 管理・運営経費について

- (1) 管理・運営に関し本市が負担する指定管理料の上限
令和8年度 31,177千円（消費税及び地方消費税10%を含む）
（実際にお支払いする指定管理料は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに、指定管理者から応募時に提案された金額をもとに、毎年度、実施協定を締結する中で市と指定管理者の協議によって決定します。）
- (2) 本市が支払う指定管理料に含まれるもの
指定管理料については、管理運営業務の執行にかかる次の経費が含まれるものとして、その金額をお支払いします。なお、原則、余剰が生じた場合でも市への返納は不要です。
 - ① 人件費
 - ② 事務費
 - ③ 施設管理費（備品購入費・修繕費（概算払い。年度末に精算。）、光熱水費、保守管理費等）
 - ④ 事業費（広報費等）
 - ※ 公の施設の修繕及び必要な備品の購入は、本来、市が直接行うべきものですが、指定管理者が臨機応変に対応できるよう、指定管理料のうち、33万円（予定）を修繕費及び備品購入費と定め、年度終了後の実績報告に基づき精算を行います。精算の結果、余剰が生じた場合は、市へ返納していただきます。
 - ※ 修繕を行う場合は、金額の多少に関わらず、原則、市との事前協議が必要です。また、指定管理料で購入した備品の帰属は、すべて本市となります。
 - ※ 指定管理期間中に金額を変更すべきやむを得ない事情が生じたときは、市と指定管理者で協議のうえ、指定管理料の変更を行います。
- (3) 指定管理料の支払い
会計年度（4月1日から翌年の3月31日まで）ごとに支払うこととし、支払時期及び支払方法は協定で定めます。
- (4) 施設で行う販売・事業収入について
はかた伝統工芸館において販売を行って良いものとしませんが、出品者から販売手数料を徴収しないようにしてください。販売については、市と十分な協議の上実施し、博多織工業組合、博多人形商工業協同組合、博多人形小売商組合、博多伝統職の会等の関係団体と連携を図りながら行っていただきます。
事業収入は、当初の見込みより増減があった場合であっても、当該年度内において市が支払う指定管理料は変わりませんので、当初の見込みを超える収入については、指定管理者の収入とすることができます。
- (5) 管理口座
指定管理料及び収入は、団体自体の口座とは別の口座で管理してください。

7 応募について

(1) 応募資格

- ① 法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
 - ・個人での応募はできません。
 - ・複数の団体により構成されるグループ（以下「グループ」という。）で応募することができます。この場合は、応募時に共同事業体を結成し、代表構成団体（他の団体は構成団体とします。）を定め、共同事業体内の責任分担を明確にしておいてください。
- ② 応募者の制限
 - 次に該当する団体は、応募者となることができません。また、グループで応募する場合の構成団体となることもできません。
 - a 福岡市契約事務規則（昭和36年福岡市規則第16号）第2条第1項及び第2項に規定するもの
 - b 次に掲げるものを団体又は代表者が所得税、法人税、消費税、地方消費税及び本市市税を滞納している場合
 - c 自らの責めに帰すべき事由により、5年以内に指定管理者の指定の取消しを受けた者
 - d 団体又はその代表者が、次のいずれかに該当する者
 - ア 暴力団員が事業主又は役員に就任していること
 - イ 暴力団員が実質的に運営していること
 - ウ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用していること
 - エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結していること
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与していること
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していること
 - e 団体又はその代表者が、指定管理者として行う業務に関連する法規に違反する者として関係機関に認定された日から2年を経過しないもの
 - f 指定管理者を選定する委員会の委員が経営または運営に直接関与しているもの
 - g その他指定管理者として社会通念上ふさわしくないもの

(2) 留意事項

- ① 接触の禁止
 - 選定委員、本市職員及び募集関係者に対して、本件応募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合は、失格となることがあります。
- ② 重複応募の禁止
 - 応募1団体（グループ）につき、応募は1件とします。複数の応募はできません。
- ③ 応募内容変更の禁止
 - 提出された書類の内容を変更することはできません。
- ④ 虚偽の記載をした場合の無効
 - 応募書類に虚偽の記載があった場合は、無効とします。
- ⑤ 応募書類の取扱い
 - 応募書類は、理由のいかんを問わず返却しません。
- ⑥ 応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退する際には、指定管理者申請辞退届（様式 13）を提出してください。

- ⑦ 費用負担
応募に関して必要となる費用は、団体の負担とします。
- ⑧ 追加書類の提出
市が必要と認める場合は、追加して書類の提出を求める場合があります。
- ⑨ 提出書類の取扱い・著作権
団体の提出する書類の著作権は、それぞれ作成した団体に帰属します。
なお、はかた伝統工芸館の指定管理者の選定後、事業計画書の内容について、情報公開請求があった場合、また、その他市長が必要と認める時には、本市は提出書類の全部又は一部（情報公開条例第 7 条に掲げる非公開情報を除く。）を使用できるものとします。
- ⑩ 提供資料の目的外使用の禁止
本市が提供する資料は、申請に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。

8 募集手続について

(1) 指定管理者の募集スケジュール

- ① 募集の周知 令和 7 年 7 月 17 日～ 9 月 5 日
- ② 募集要項の配布 7 月 17 日～ 9 月 5 日
- ③ 募集要項に関する質問の受付 7 月 18 日～ 7 月 31 日
- ④ 募集要項に関する質問の回答 8 月 12 日
- ⑤ 応募書類の受付 7 月 17 日～ 9 月 5 日

(2) 指定管理者の募集手続

- ① 募集要項に関する質問の送付
募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。
受付期間：令和 7 年 7 月 18 日（金）～ 7 月 31 日（木）午後 5 時まで
受付方法：質問書（様式 1）に記入の上、問い合わせ先まで、電子メールに添付して送付してください。なお、郵送での提出も受け付けます。
- ② 募集要項に関する質問の回答
質問に対する回答は、質問を提出した事業者へ電子メール及び市ホームページに掲載を行います。（8 月 12 日予定）

(3) 応募書類

応募時に次の書類を提出してください。

- ① 指定申請書（様式 2） 10 部（原本 1 部、コピー 9 部）
グループによる応募の場合、代表構成団体及び構成団体が指定申請書を提出するとともに、共同事業体協定書（様式 2 - 1）及び共同事業体連絡先一覧（様式 3 - 2）を提出してください。
- ② 事業者に関する書類 10 部（原本 1 部、コピー 9 部）
 - a 団体の概要（様式 3）
 - b 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
 - c 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び過去 2 か年の事業報告書

- d 法人にあっては、
- i 当該法人の登記事項証明書
 - ii 法人税、消費税、地方消費税及び市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書
 - iii 貸借対照表（過去3年分）
 - iv 損益計算書（過去3年分）
 附属書類
 - ・製造原価報告書等の原価の明細・販売費及び一般管理費等の明細
 - ・その他人件費が含まれる費用があればその明細
 - v 人員表（各決算期末の常勤役員数、従業員数、非常勤従業員数（パートタイマー、アルバイト）。なお、非常勤従業員数は、1日当たり8時間で1人と換算してください。）
 - vi 役員名簿（氏名・フリガナ・性別・生年月日）（様式4）
 - vii 指定管理者又は管理に従事する者に資格が必要な場合は、その資格を有することの証明書

※共同事業体で応募する場合は、それぞれの構成団体の上記書類を提出してください。

- e その他の団体において、
- i 申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び過去2か年の収支決算書
 - ii 財産目録
 - iii 所得税、消費税、地方消費税及び市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書
 - iv 人員表（各決算期末の常勤役員数、従業員数、非常勤従業員数（パートタイマー、アルバイト）。なお、非常勤従業員数は、1日当たり8時間で1人と換算してください。）
 - v 役員名簿（氏名・フリガナ・性別・生年月日）（様式4）
 - vi 指定管理者又は管理に従事する者に資格が必要な場合は、その資格を有することの証明書

※役員名簿により収集した個人情報については、指定管理者からの暴力団排除のため福岡県警察への照会確認に使用します。

福岡市では、市の事務事業からの暴力団排除に向けて全庁を挙げて取り組んでいます。暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に対し、指定管理者の応募資格から除外する等の措置を行うこととしておりますので、ご協力をお願いします。

③ 提案書 各10部

- a 指定管理業務の事業計画書（様式5）
 - b 指定管理業務の収支予算書（様式6）
- ※ 事業計画書には、応募団体名（共同事業体名、構成団体名を含む。）及びそれが推定されるもの（ロゴ、企業グループ名、ブランド名等）は記載しないでください。
- ※ 他社の提案書等の一部を転用する場合などについては、必ず出典元の下承が得られているなど著作権について問題ないことを提案書に記載してください。提案書が著作権法違反などに該当する場合、選定前であれば応募資格は認められず、指定後であれば指定の取消しに該当する場合があります。

④ 指定管理の実績（施設名、指定期間、指定の取消しの有無）を記載した書類（様式は任意）（他都市での指定管理の実績も含む。）

- ⑤ 誓約書（様式7） 10部
- ⑥ 申立書（様式8） 10部
- ⑦ 中小企業の活性化に係る評価に関する申立書（様式9） 10部
- ⑧ 福岡市における競争入札参加停止措置に関する申立書（様式10） 10部
- ⑨ 国または他の地方公共団体における競争入札参加停止措置に関する申立書

(4) 応募書類の受付

応募書類を次のとおり受け付けます。

受付期間：令和7年7月17日（木）～9月5日（金）

平日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時の間は除く）

受付方法：担当者あてに持参してください。 担当 大戸、安達

受付場所：問い合わせ先に同じ

9 選定について

(1) 選定手続

指定管理者の選定は、公募型プロポーザル方式により審査を実施し、指定管理者の候補者を選定します。

(2) 選定委員会

指定管理者の候補者を選定するため、はかた伝統工芸館の指定管理者選定委員会を設置します。

選定委員会とは、

① 指定管理者の候補者の選定のため、選定基準や募集要項の検討を行う。

② 団体から提出される応募書類について、ヒアリングや実地調査などで詳細な内容を把握し、本市が選定するうえで参考となる意見を述べる。

など、選定過程において、重要な役割を担う協議会です。

(3) 審査の流れ

① 応募書類の確認（資格審査）

団体からの提出資料については、応募資格を満たしているのかを事務局で確認をします。

② 選定方法

資格審査を通過した団体に対して、選定委員会によりヒアリング、必要に応じて実地調査を実施したうえで、提案された内容を総合的に審査します（詳細については、別途通知）。選定委員会での意見を踏まえ、市が指定管理候補者を選定します。

・ヒアリングの実施

開催日時：令和7年9月中旬～下旬

開催場所：福岡商工会議所（予定）

※ヒアリングは匿名で行いますので、ヒアリング時には応募団体名を伏せた形でご対応ください。

※ヒアリングの実施方法、実地調査を実施する場合の方法などの詳細については、別途通知します。

10 管理運営基準（事業計画内容の評価）について

提案内容を以下の基準により審査します。採点での最低制限基準は、総合評価の6割とします。

審査項目・評価基準		配点
1 安定した管理を行う能力、管理運営方針		25点
(1)	施設の管理運営の基本方針及び実績	5
(2)	団体の財務状況、経営基盤	5
(3)	管理を的確に行う能力及び管理の体制 (配置する人材、人員数及び勤務体制、職員研修体制等)	5
(4)	施設の保守点検、警備、修繕及び維持管理の考え方、 安全管理のための取組について	5
(5)	リスク管理の方策（災害対策、事故等防止、利用者の苦情等の未然防止と 対処方法、個人情報保護の取組）	5
2 管理運営の提案		30点
(1)	本市伝統工芸品を振興する公の施設の管理運営を行うことについて、理解 や意欲が示されているか。	10
(2)	本市伝統工芸品の紹介・販売や、外国人を含めた観光客への対応が図れる 体制になっているか	10
(3)	利用者の視点・意見を反映する仕組み	5
(4)	再委託の業務内容、選定先などの考え方	5
3 本市伝統工芸品の振興を効果的に図れる事業の提案		45点
(1)	本市伝統工芸品の紹介や展示方法に関する提案	5
(2)	本市伝統工芸品の情報収集及び提供	5
(3)	工芸館の認知度向上及び、工芸品をPRするための効果的な広報計画（W EB、紙媒体、パネル等）	10
(4)	はかた伝統工芸館への集客につながる企画展、体験講座等の提案	10
(5)	工芸館を核として、観光との連携やビジネスの視点を取り入れながら、市 内宿泊施設や飲食店等に伝統工芸品の使用を促すため、博多織・博多人形 の産地組合、工芸事業者、個人作家とをつなぐ窓口の提案 (窓口の運営内容、広報手段等)	10
(6)	その他、指定管理者の企画提案	5
4 計画の実行可能性		20点
(1)	収支計画（収支予算書の妥当性、経費の効率的な配分）	10
(2)	根拠（参考事例や他施設での実績等）がある実行可能性の高い計画となっ ているか。	10
5 その他（以下の事項を満たしていれば加点）		10点
(1)	A：地場企業であり、かつ中小企業であるか。※みなし大企業を除く	5
	B：地場企業である	3
	C：A、Bに該当しない	0
(2)	市の施策に貢献する取り組みを実施しているか。 ①ふくおか「働き方改革」推進企業に認定されているか。 ②高齢者や障がい者等の雇用拡大施策に貢献すること ③男女共同参画の推進に貢献すること ④その他市の施策に貢献すること	5
総合評価（130点満点）		

※福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止措置を受け、公告日に競争入札参加停止の措置期間満了日の翌日を起算日とする競争入札参加停止の措置期間と同期間がかかるものについては、-10点の減点を行う。詳細は【図1】のとおり。

※国または他の地方公共団体から競争入札参加停止措置を受けた者で、指定管理者募集の公告日前日までの過去2年間に、競争入札参加停止措置期間がかかるもの（図2に該当するもの）は、当該措置を行った機関名、競争入札参加停止の期間、起因となる事件の概要、その後の対応及び再発防止策等について、審査の際に選定委員に参考資料として情報提供する。

【図1】

1. 福岡市の競争入札参加停止措置(※1)を受けた場合						
(※1) 福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止措置						
	<table border="1"> <tr> <td>応募資格の有無</td> <td>減点等対象か</td> <td>申立書必要か</td> </tr> </table>	応募資格の有無	減点等対象か	申立書必要か	公告日 (例)令和2年7月1日	
応募資格の有無	減点等対象か	申立書必要か				
1-①	<table border="1"> <tr> <td>応募資格なし</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	応募資格なし			福岡市の競争入札参加停止の措置期間 (例) 4か月 (例) 指名停止期間：令和2年5月1日～令和2年8月31日	福岡市の競争入札参加停止の措置期間
応募資格なし						
1-②	<table border="1"> <tr> <td>応募資格有</td> <td>減点等対象</td> <td>申立書提出必要</td> </tr> </table>	応募資格有	減点等対象	申立書提出必要	福岡市の競争入札参加停止の措置期間 (例) 3か月 (例) 指名停止期間：令和2年3月1日～令和2年5月31日	福岡市の競争入札参加停止の措置期間と同期間 (例) 3か月
応募資格有	減点等対象	申立書提出必要				
1-③	<table border="1"> <tr> <td>応募資格有</td> <td>減点等対象外</td> <td>申立書提出不要</td> </tr> </table>	応募資格有	減点等対象外	申立書提出不要	福岡市の競争入札参加停止の措置期間 (例) 2か月 (例) 指名停止期間：令和2年3月1日～令和2年4月30日	福岡市の競争入札参加停止の措置期間と同期間
応募資格有	減点等対象外	申立書提出不要				

【図2】

2. 国・他の地方公共団体の競争入札参加停止措置(※2)を受けた場合								
(※2) 国及び他の地方公共団体の、福岡市競争入札参加停止等措置要領に相当する要領に基づく、一般競争入札指名停止措置								
		過去2年間 (平成30年7月1日～令和2年6月30日)	公告日 (例)令和2年7月1日					
2	<table border="1"> <tr> <td>応募資格有</td> <td>委員に情報提供</td> <td>申立書提出必要</td> </tr> </table>	応募資格有	委員に情報提供	申立書提出必要	<table border="1"> <tr> <td>□□市の競争入札参加停止の措置期間 (例) 4か月 (例) 指名停止期間：平成30年6月1日～平成30年9月30日</td> <td> △△市の競争入札参加停止の措置期間 (例) 指名停止期間：令和2年5月1日～令和2年8月31日 </td> </tr> </table>	□□市の競争入札参加停止の措置期間 (例) 4か月 (例) 指名停止期間：平成30年6月1日～平成30年9月30日	△△市の競争入札参加停止の措置期間 (例) 指名停止期間：令和2年5月1日～令和2年8月31日	
応募資格有	委員に情報提供	申立書提出必要						
□□市の競争入札参加停止の措置期間 (例) 4か月 (例) 指名停止期間：平成30年6月1日～平成30年9月30日	△△市の競争入札参加停止の措置期間 (例) 指名停止期間：令和2年5月1日～令和2年8月31日							

※令和8年4月1日からさかのぼって5年の間に、本市での指定管理業務において、不適切な行為

により「業務の停止」や「改善指導（嚴重注意）」を受けた事業者については、当該不適切事案の概要（対象施設、内容、改善状況等）を選定員に情報提供し、評価に反映する。

11 審査後の流れについて

(1) 選定後のスケジュール（予定）

- | | |
|---------------------|----------|
| ① 選定結果の通知 | 令和7年9月下旬 |
| ② 指定管理者の候補者の公表 | 令和7年9月下旬 |
| ③ 指定管理者の候補者との仮協定の締結 | 令和7年11月 |
| ④ 指定管理者の指定（基本協定締結） | 令和8年2月 |
| ⑤ 指定管理者との実施協定締結 | 令和8年3月末 |

(2) 選定結果等の通知及び公表

選定結果は、応募書類を提出した応募者に対して速やかに通知します。

なお、グループで応募した場合は、グループの代表団体あてに通知します。

（令和7年9月下旬予定）

また、選定の経過及び結果は、指定管理者の候補者を選定した後に、福岡市のホームページへの掲載等により公表します。ホームページには、候補者及び第2順位（次点）の団体名も公表します。

(3) 選定された指定管理者の候補者との協議

本市は、選定された指定管理者の候補者と細目を協議し、協議成立後、仮協定を締結します。

候補者との協議が成立しない場合は、次点の候補者と協議を行います。

なお、次点としての権利を有しているのは令和7年度末までです。

(4) 指定管理者の指定

議会の議決後に、指定管理者の候補者を指定管理者に指定します。（2月予定）

(5) 協定の締結

指定管理者の候補者は、議会の議決後に指定管理者として指定され、この指定の日から、先に締結した仮協定が本市との正式な協定となります。

(6) 苦情の申立て

選定されなかった者のうち、選定結果に不服があり、選定過程に瑕疵があったことを説明できる者は、選定の結果通知を行った日の翌日から起算して10日（休日を除く。）以内に、市長に対して苦情の申立てを行うことができる。ただし、苦情の申立ては、原則として指定手続きの執行を妨げるものではない。

12 協定について

選定された指定管理者の候補者との協議を踏まえ、仮協定を締結します。議会の議決後に候補者を指定管理者として指定するとともに、仮協定を正式な基本協定とします。

(1) 基本協定

① 総則的事項

- a 管理業務の基本的項目(指定の期間、施設の概要等)
- b 収入及び経費の考え方
- c 実施協定の締結
- d 許認可に関する事項
- e 維持及び修繕の考え方 など

② 管理運営業務に関する事項

- a 公正かつ透明な手続
- b 指定管理者の責務
- c 管理運営業務の範囲等
- d 施設使用の考え方
- e 備品類の取扱
- f 文書等の管理に関すること
- g 自主事業に関すること など

③ 指定管理料に関する事項

- a 指定管理料
- b 指定管理料の支払方法
- c 経理の明確化 など

④ 指定期間の終了

- a 原状回復義務等
- b 指定の取消し等
- c 指定の辞退等 など

⑤ 不可抗力

- a 準用 など

⑥ その他

- a 公租公課の負担
- b 秘密保持
- c 個人情報の取扱い
- d 災害時等における施設利用の協力に関すること
- e 引継に関すること
- f 暴力団排除に関すること など

(2) 実施協定

基本協定に基づき、毎年度、本市が指定管理者に支出する指定管理料に関する事項等について、実施協定書を締結します。

なお、実施協定の締結にあたり、毎年度2月末までに事業計画書を市に提出いただきます。

13 モニタリングについて

(1) モニタリングとは

指定管理者による公の施設の管理運営に関し、法令、条例、協定書、仕様書等で定めている

施設の運営や維持管理に関する業務を指定管理者が適切に実施しているかどうか、指定管理者によって提供されるサービスの水準が市の要求水準を満たしているかどうか等について、管理運営業務等の実施状況を①点検（各種報告書、実地調査、利用者アンケート等の確認）し、②評価（指定管理者自己評価、市による評価、評価委員会による評価）を行うことです。

本市は、指定期間中にモニタリングを実施します。なお、評価にあたり、指定管理期間最終年度の前年度に、有識者・専門家等からなる評価委員会による評価を行います。

(2) 事業報告書等の提出

指定管理者は、毎年度終了後、地方自治法第244条の2第7項の規定に基づく事業報告書のほか、月次報告書、指定管理者自己評価シート（利用者アンケート結果を含む。）、を提出いただきます。なお、事業報告書等の書式、記載項目等については、協定等において定めます。

(3) 指定管理者に対する調査・指示

本市は、地方自治法第244条の2第10項の規定に基づき、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示を行います。

指定管理者は、本市の調査・指示に対し、真摯に対応するものとします。本市の指示に従わない場合は、指定を取り消す場合があります

(4) モニタリングの実施

モニタリングの実施時期や項目については、協定等において定めます。

(5) 業務の基準を満たしていない場合の措置

モニタリングの結果、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、本市は、指定管理者が必要な改善措置を講じるよう通知や是正指示を行い、それでも改善が見られない場合は、指定を取り消すことがあります。

(6) インセンティブ・ペナルティ制度の導入

次期指定管理者選定の評価において、指定期間中のモニタリングの評価結果を反映するインセンティブ・ペナルティ制度を導入します。

具体的には、令和11年度（指定管理期間最終年度の前年度）に実施を予定している評価委員会にて、指定期間中（令和8年4月1日から令和11年3月31日までにおける一定の期間）の管理運営業務の内容を評価し、その評価結果を、次期指定管理者選定時の評価に反映（加点または原点）します（評価基準については、下記を参照）。

【評価基準（100点満点）】

I 施設の運営管理に関する業務		配点20点
1	組織体制、労働環境	5
2	清掃業務	5
3	保安警備、危機管理	5
4	施設及び付属設備の保守管理、点検、維持、補修	5
II 伝統工芸品振興の業務		配点30点
1	常設展示（展示品の更新や資料の収集等、来館者目線に立った改善が行われているか）	5
2	情報提供（連携窓口での販売店の紹介、観光案内業務など）	10
3	広報活動（館自体のPR、事業の告知など）	5
4	主催事業（伝統産業振興に効果的な企画を実現できているか）	5
5	企画展示室の貸出（手続の遵守、利用率、利用者と協力し魅力的な展示を実現しているか、等）	5
III その他の業務		配点20点
1	来館者への接遇（苦情、事故等への対応含む）、アンケートの実施	5
2	事業計画・事業報告に関すること	5
3	定期報告	5
4	改善指導への対応	5
IV 基本的考え方や指針		配点25点
1	はかた伝統工芸館の新たな魅力の創出	5
2	来館者目標の達成	5
3	収支の実績、経費の縮減	5
4	地域との連携	5
5	指定管理者の特性の発揮	5
V その他工夫をし、成果をあげた取組（自主事業含む）		配点5点

【評価基準表（評価結果に基づき、次期指定管理者選定時に加減点）】

評価	点数	加減点
A	90点以上	+5点
B	80～89点	+3点
C	60～79点	±0点
D	55～59点	-3点
E	54点以下	-5点

14 その他

(1) 関係法令の遵守

業務を遂行するうえで、関連する法令を必ず遵守する必要があります。
 <地方自治法、労働関係法令、個人情報保護条例、暴力団排除条例等>

(2) 引継業務（現在の指定管理者から今回の公募において選定される指定管理者への引継）
 引継業務の内容については、概ね次のとおりです。

- ① 管理受託者もしくは従前の指定管理者からの管理・運營業務（文書や備品の引継も含む）

の引継

- ② 事業計画書作成業務、広報ツール（ホームページ、各種SNS） など
 - a 必要に応じて引継時に福岡市の職員が立ち会います。
 - b 現在の指定管理者の業務の視察を事前に行うことが可能です。
(事前にスケジュール調整が必要です。)
 - c 引継期間は令和8年2月1日～令和8年3月31日の間です。
 - d 引継にかかる費用は原則、現指定管理者の負担ですが、新指定管理者の引継にかかる人件費は、新指定管理者に負担していただきます。

(3) 監査

- ① 指定管理者は、施設の設置者たる地方公共団体の事務を監査するのに必要な範囲で、調査の対象となり、帳簿書類その他の記録を提出しなければなりません。
- ② 議会から監査委員又は個別外部監査人に対し、地方公共団体の事務に関する監査の求めがあった場合においても、地方公共団体の事務を監査するのに必要な範囲で、指定管理者は出頭を求められ、調査の対象となり、帳簿書類その他の記録を提出しなければなりません。

(4) 公表・公開について

選定の過程や選定結果、指定管理者の評価の過程（評価委員会を開催した場合）や評価結果（モニタリング結果）については、本市ホームページにて公表します。

また、提案書等市に提出する書類については、情報公開条例に基づく公開請求があった場合、情報公開条例第7条に掲げる非公開情報を除いて、全て公開します。

(注) 情報公開条例第7条に掲げる非公開情報とは、個人情報、公にすることにより、権利利益、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの、などをいう。

(5) 自主事業について

管理運営業務の他にも、基本協定書締結後に、管理運営業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任により、自主事業を実施することができますので、積極的に検討してください。

費用は、指定管理者が負担しますが、利用者から一定の料金を徴収することも可能です。なお、管理運営業務と自主事業は以下のように収支報告の仕方等に相違点がありますので、ご留意ください。

	管理運営業務 (市企画事業、指定管理者企画事業)	自主事業
収支報告	管理運営業務として	自主事業として
指定取消	対象	対象外
責任	市	指定管理者
リスク分担表	対象	対象外
市長会保険	対象	対象外
利用権限	施設の管理者として実施	施設の一利用者として実施
事業実施に伴う 施設の使用許可	○施設使用許可の規定がある場所を使用	○施設使用許可の規定がある場所を使用

申請	→利用許可申請は不要 ○施設使用許可の規定がない場所を使用 →目的外使用許可は不要	→指定管理者が施設の利用許可申請又は目的外使用許可申請 ○施設使用許可の規定がない場所を使用（目的外使用許可） →指定管理者が施設の目的外使用許可申請
----	---	---

(6) 災害への対応

災害発生時において、はかた伝統工芸館が避難所として指定される可能性があることを了承するとともに、避難所として指定された場合には、初動対応などについて市と協議を行い、積極的に協力する必要があります。また、指定管理者は、災害時のマニュアルや対応できる体制を整備するとともに、災害に関する研修や避難訓練を実施するものとします。

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		福岡市	指定管理者
災害発生時の 避難所開設・避難所運営	当該施設の管理基準(仕様書)又は避難所開設マニュアルにおいて指定管理者の役割(業務)として位置付けているもの		○
	上記以外で指定管理者の役割として位置付けておらず、かつ通常の管理業務との代替が可能な場合を除き、新たに経費の増加、収入の減少、損害が発生した場合	○	

(7) 第三者への再委託

清掃など個々の具体的業務を第三者に委託することは可能ですが、管理に関する業務を一括して第三者へ委託することは禁止されています。

なお、委託の相手方は、「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止中又は排除措置中の者、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者は委託先になることができません。

(8) 損害賠償と賠償責任保険

指定管理者の責めに帰すべき事由により損害が生じた場合は、指定管理者に損害賠償義務が生じることから、指定管理者は、賠償責任保険へ加入してください。

＜別添：リスク分担表＞

項 目		市	指定管理者
募集手続	募集要項（仕様書等）の誤りや不備に基づき必要となった費用または損害	○	
	応募費用に関するもの		○
法令変更	本事業に係る根拠法令の変更、新たな規制立法の成立などによる経費の増加及び収入の減少	○	
	本事業のみならず、広く一般的に適用される法令の変更、新たな規制立法の成立など		○
税制変更	指定管理者の利益に関わる税制度の新設・変更		○
	上記以外の税制度の新設・変更	○	
許認可	事業実施にあたり市が取得すべき許認可の遅延・失効など	○	
	事業実施にあたり指定管理者が取得すべき許認可の遅延・失効など		○
政策変更	市の政策変更による工芸館事業の変更、中止など	○	
利用者	指定管理者が行う管理に対する苦情など		○
環 境	市の要求に起因する環境問題（騒音・振動など）	○	
	指定管理者が行う管理に起因する環境問題		○
第三者賠償	市の責任に帰すべき理由による事故により第三者に与えた損害	○	
	指定管理者が行う管理に起因する事故により第三者に与えた損害		○
	上記以外の理由により第三者に与えた損害		○
事業中止・変更	市の指示、議会の不承認等によるこの事業の中止・延期など（予算案の不承認、政策変更等）	○	
	上記以外の事由によるこの事業の中止・延期など（不可抗力を除く）		○
	指定管理者の事業放棄・破綻など		○
再委託 管理責任	指定管理者が締結する契約の相手方の管理等		○

リスク条件に応じて、市と指定管理者のいずれかまたは双方がリスクを負担する

項 目		市	指定管理者
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、火災、騒乱暴動など双方の責任でない自然的、人為的な現象）による事業の変更、中止	○	
	不可抗力により第三者に与えた損害	○	
	不可抗力による事故時の適切な処理		○
	不可抗力による市所有の建築物、設備、備品等の損害	○	
	不可抗力による指定管理者所有の設備、備品等の損害		○
業務内容変更	市の指示による業務内容の変更によるもの	○	
	上記以外の要因による事業内容の変更		○
施設損傷	市の責任に帰すべき理由による事故、火災等により施設が損傷	○	
	指定管理者の責任に帰すべき理由による事故、火災等により施設が損傷		○
	第三者の事由による事故、火災等により市の施設、設備、備品が損傷	○	
	第三者の事由による事故、火災等により指定管理者の設備、備品が損傷		○
維持管理・運営	市の指示による維持管理・運営費の増大	○	
	上記以外の要因による維持管理・運営費の増大		○
事業評価	業務内容が市の要求する水準に達しないことによるもの		○
終了手続	指定管理期間終了時の施設の水準の保持		○
	事業の終了時における手続に関する諸費用		○

※両者協議としているリスク分担や協定締結時に想定していないリスクが生じた場合、その他のリスク分担方法に関する疑義が生じた場合についての協議方法は次のとおりとする。

- (1) リスクが発生または発生するおそれを核にした側から速やかに相手方に報告を行う。
- (2) 報告後、市及び指定管理者は速やかに、リスクへの対処後、後日精算を行う場合は、精算時期や方法などを記載した文書（覚書など）を交わす。
- (3) リスクへの対処方法などについて市と指定管理者の間で協議が整い次第、速やかに基本協定書や実施協定書などの変更を行う。

様式集

質 問 書

「はかた伝統工芸館指定管理者公募」について、下記のとおり質問事項を提出します。

(ふりがな) 団体名	
(ふりがな) 氏名	
連絡先	〒 —
	TEL : — — FAX : — —
	E-mail :
質問事項 (質問内容) ※具体的に記入してください。 ※質問事項 1 問につき 1 枚としてください。	

【質問受付期間：令和 7 年 7 月 18 日(金)から令和 7 年 7 月 31 日(木)まで】

※提出は電子メール、又は郵送（受付期間 7 月 31 日(木)午後 5 時必着）のみ（FAX は不可）

【回答予定日：令和 7 年 8 月 12 日(火)】

※回答は電子メールで送付及び市ホームページにも掲載します。

指定管理者指定申請書

令和 年 月 日

(あて先) 福岡市長

申請者 所在地

団体名

代表者氏名

印

電話

はかた伝統工芸館について指定管理者の指定を受けたいので、はかた伝統工芸館条例第18条第2項の規定により申請します。

はかた伝統工芸館指定管理者共同事業体協定書（例）

<必要に応じて、条文の追加・削除を行うこと>

（目的）

第1条 当共同事業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- （1）はかた伝統工芸館の管理運営業務
- （2）前号に付帯する事業

（名称）

第2条 当事業体は、●●●●●共同事業体（以下「事業体」という。）と称する。

（事業所の所在地）

第3条 当事業体は、事務所を福岡市〇〇区〇〇丁目〇〇番〇〇号に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当事業体は、令和〇〇年〇月〇日に成立し、はかた伝統工芸館の管理運営業務終了後3ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 はかた伝統工芸館の指定管理者に選定されなかったときは、当事業体は、前項の規定にかかわらず、当該はかた伝統工芸館の指定管理者が福岡市議会において議決された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び氏名）

第5条 当事業体の構成員は、次のとおりとする。

福岡市〇〇区〇〇丁目〇〇番地〇〇号
●●●●●株式会社

福岡市〇〇区〇〇丁目〇〇番地〇〇号
NPO 法人△△△△

福岡市〇〇区〇〇丁目〇〇番地〇〇号
××××株式会社

（代表者の名称）

第6条 当事業体は、●●●●●株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当事業体の代表者は、はかた伝統工芸館の管理運営業務に関し、当事業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、福岡市と折衝する権限並びに指定管理料の請求、受領及び当事業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、はかた伝統工芸館の管理運営業務について福岡市と締結する協定内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わ

らないものとする。

●●●●株式会社 ○○%
NPO 法人△△△△ ○○%
××××株式会社 ○○%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当事業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びにはかた伝統工芸館の管理運営業務の基本に関する事項、資金管理方法、委託企業の決定その他の当事業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議のうえ決定し、当該施設の管理運営に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、はかた伝統工芸館の管理運営業務の実施に伴い当事業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当事業体の取引金融機関は、○○銀行とし、共同事業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当事業体は、年度ごとに決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益が生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益を配当するものとする。

(欠損金)

第14条 決算の結果欠損金が生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担する。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(指定管理期間中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、福岡市及び構成員全員の承認がなければ、当事業体の指定管理期間が終了するまでは脱退することができない。

2 構成員のうち指定管理期間中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して管理運営業務を遂行する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金

を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益が生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第17条 当事業体は、構成員のいずれかが、はかた伝統工芸館の管理運営業務の途中において重要な義務の不履行、その他の除名し得る正当な事由が生じた場合においては、他の構成員全員及び福岡市の承認により当該構成員を除名することができるものとする

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(指定管理期間中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第18条 構成員のうちいずれかが指定管理期間途中において破産又は解散した場合には、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第19条 代表者が脱退若しくは除名された場合においては、従前の代表者に代えて、福岡市及び他の構成員の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができる。

(解散瑕疵担保責任)

第20条 当事業体が解散した後においても、はかた伝統工芸館の管理運営業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(構成員の業務分担)

第21条 各構成員の業務分担は、別紙「業務分担表」のとおりとする。

※【業務分担表】を作成のうえ、添付。

(協定書に定めのない事項)

第22条 この協定書に定めがない事項については、運営委員会において定めるものとする。

●●●●株式会社外2社は、上記のとおりはかた伝統工芸館指定管理者共同事業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和7年〇月〇日

住所 福岡市〇〇区〇〇丁目〇〇番地〇〇号

●●●●株式会社

代表取締役

印

住所 福岡市〇〇区〇〇丁目〇〇番地〇〇号

NP0 法人△△△△

代表

印

住所 福岡市〇〇区〇〇丁目〇〇番地〇〇号
××××株式会社
代表取締役 印

指定管理者申請者（団体）の概要

(ふりがな) 団体名		
(ふりがな) 代表者名		
所在地		〒 -
		TEL： - - FAX： - -
		URL：
資本金		千円
会社設立年月日		年 月 日
連絡先	担当部局	
	(ふりがな) 担当者	
	連絡先	〒 -
		TEL： - - FAX： - - E-mail：
団体の経歴		

役員名簿

【団体名

】※該当する元号・性別を○で囲んでください。

区分	役職	氏名カナ	氏名	生年月日			性別
				明治：M 大正：T 昭和：S 平成：H	年	月	
1							男・女
2							男・女
3							男・女
4							男・女
5							男・女
6							男・女
7							男・女
8							男・女
9							男・女
10							男・女
11							男・女
12							男・女
13							男・女
14							男・女
15							男・女

※収集した個人情報については当該事務に関して警察本部への照会確認のみに使用し、その他の目的には使用しません。

指定管理業務の事業計画書

1. 応募の動機・意欲、過去の実績

・今回の公募に応募した動機と施設を運営する意欲、過去の実績を具体的に記述してください。

(1) 今回の公募に応募した動機と施設を運営する意欲

(2) 過去の実績（具体的に）

2. 管理の総合的な方針について

(1) 管理の基本方針

当該施設の管理について、どのような方針をもって運営するのかを記入してください。

(2) 人員配置、勤務体制等の方針、従事者の能力確保のための考え方（研修体制等）

どのような人材を配置し、どのような勤務体制、組織体制で管理に臨むかを記載してください。

(3) 施設の保守点検、修繕及び維持管理の考え方

施設の維持管理及び修繕等の業務をどのように実施するかを記載してください。

(4) 法令遵守への取り組み

法令遵守に対する基本的な考え方やどのように取り組むのかを記入してください。

(5) 災害対策や事故防止等

災害対策や事故等防止への取り組み方法について記入してください。

(6) リスク回避方法

保険加入の有無や破綻時の対応についての考え方を記入してください。

(7) 利用者の苦情等の未然防止と対処方法

利用者の苦情等の未然防止について記入してください。

3. 管理運営の提案

(1) 本市伝統工芸品の紹介・販売や、外国人を含めた観光客への対応

(2) 利用者の視点・意見を反映する仕組み

利用者の視点・意見を反映する取り組み方法について記入してください。

(3) 再委託の業務内容、選定先の考え方

外部に再委託する場合は、その方針について記入してください。

4. 本市伝統産業の振興に関する提案

(1) 本市伝統工芸品の紹介や展示方法に関する提案

(2) 本市伝統工芸品の情報収集及び提供

福岡市を代表する伝統工芸品である博多織・博多人形、その他の伝統工芸品の紹介、展示、情報提供を行い、市民や外国人を含めた観光客へ向けて伝統工芸品のPRを行い、本市の伝統産業の承継、発展を図るといふ工芸館の目的を達成するために実施することについて、具体的に記入してください。

(3)工芸館の認知度向上及び工芸品をPRするための効果的な広報計画

(4)工芸館の集客につながる企画・体験講座等事業の提案

(5)工芸館を核とした、観光や企業等と織・人形の産地組合、工芸事業者、個人作家とをつなぐ窓口の提案

(6)その他、市との連携や指定管理者の自主事業に関する提案

指定管理業務の収支予算書

1. 市からの委託料の額

(単位：千円)

※貴団体の提案金額を記載してください。

2. 収支計画書

(単位：千円)

		金額	内訳
収入	指定管理料		
	その他		
収入合計 (A)			
支出	人件費		
	事務費		
	施設管理費 ・備品購入費・修繕費(概 算払い、年度末清算) ・光熱費 ・保守管理費等		
	広報費		
	事業費		
	その他		
支出合計 (B)			
収支 (A-B)			

誓 約 書

令和 年 月 日

(あて先) 福岡市長

所在地

団体名

代表者氏名

(※)

(※)本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

はかた伝統工芸館の指定管理者指定の申請にあたり、下記の事項にいずれにも該当しないことに相違ありません。

記

- ① 代表者又は役員に破産者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいるもの
- ② 会社更生法又は民事再生法等による手続きをしている団体であるもの
- ③ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者又は同条第2項の規定により、現に福岡市により一般競争入札に参加させないこととされている者若しくはその者について同項後段の規定の者に該当するもの
- ④ 団体又はその代表者が次に掲げるものを滞納しているもの
 - ア 所得税
 - イ 法人税
 - ウ 消費税及び地方消費税
 - エ 本市市税
- ⑤ 団体又はその代表者が、次のいずれかに該当するもの
 - ア 暴力団員が役員に就任していること。
 - イ 暴力団員が実質的に運営していること。
 - ウ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用していること。
 - エ 契約の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該暴力団又は暴力団員と商取引に係る契約を締結していること。
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与していること。
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していること。
- ⑥ 団体又はその代表者が、指定管理者として行う業務に関連する法規に違反する者として関係機関に認定された日から2年を経過しないもの
- ⑦ 指定管理者を選定する委員会の委員が経営又は運営に直接関与しているもの
- ⑧ その他指定管理者として社会通念上ふさわしくないもの

申 立 書

令和 年 月 日

(あて先) 福岡市長

所在地

団体名

代表者氏名

(※)

(※)本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

はかた伝統工芸館指定管理者の申請にあたり、令和 年 月 日時点では、当団体に納税義務がないことを申し立てます。

中小企業の活性化に係る評価に関する申立書

令和 年 月 日

福岡市長様

所在地

名称及び代表者名

(※)

(※) 本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

「はかた伝統工芸館の指定管理者としての指定」にあたり、当社は下記のとおり申し立てます。

記

該当する業種いずれか1つの□に✓をつけてください。

【A】および【B】については、該当する場合のみ✓をつけてください。

- 1 業種、資本金の額又は出資の総額および常時使用する従業員の数【A】および【B】は、以下のとおりです。

業種	該当する業種の□に✓	中小企業 (下記のいずれかを満たすこと)			
		資本金の額又は出資の総額【A】	該当する□に✓	常時使用する従業員の数【B】	該当する□に✓
① 製造業、建設業、運輸業、その他の業種 (②～④を除く)	<input type="checkbox"/>	3億円以下	<input type="checkbox"/>	300人以下	<input type="checkbox"/>
② 卸売業	<input type="checkbox"/>	1億円以下	<input type="checkbox"/>	100人以下	<input type="checkbox"/>
③ サービス業	<input type="checkbox"/>	5,000万円以下	<input type="checkbox"/>	100人以下	<input type="checkbox"/>
④ 小売業	<input type="checkbox"/>	5,000万円以下	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(1)～(5)のうち、1つでも該当しない項目がある場合は、「みなし大企業」として扱います。
(したがって、加点の対象外となります。)
各項目を確認のうえ、□に✓をつけてください。

- 2 みなし大企業の該当有無については、以下のとおりです。

- (1) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業ではありません。
- (2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業ではありません。
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業ではありません。
- (4) 発行済株式の総数又は出資価格の総額を(1)～(3)に該当する中小企業者が所有している中小企業ではありません。
- (5) (1)～(3)に該当する中小企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業ではありません。

福岡市における競争入札参加停止措置に関する申立書

令和 年 月 日

福岡市長様

所在地

団体名

名称及び代表者名

(※)

(※) 本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

「はかた伝統工芸館の指定管理者としての指定」にあたり、下記のとおり申し立てます。

記

1 福岡市における競争入札参加停止措置について

令和7年3月1日以降に、福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止措置を受けたもので、本募集の公告日が、【競争入札参加停止の措置期間満了日の翌日を起算日とし、競争入札参加停止の措置期間と同期間】にあるものについて、

- (1) 該当がない <様式 10-1 の作成は不要>
- (2) 該当がある <様式 10-1 の作成が必要>

2 【1で(2)を選択した場合のみ記載】

件数： _____ 件

該当する□にレ点を記入してください。

1について(2)を選択した場合は、様式 10-1 の提出が必要です。
(1件につき1枚作成してください。)

福岡市における競争入札参加停止措置の概要（申立書）

令和 年 月 日

福岡市長様

団体名

「はかた伝統工芸館の指定管理者としての指定」にあたり、下記のとおり申し立てます。
記

① 競争入札参加停止の措置期間	
② 停止措置に至った原因の具体的内容	
③ 発生後の対応及び再発防止策等	

【添付書類】 停止措置に至った原因の詳細が分かる資料（例：事故報告書、役員会等での説明資料）

※本申立書は、競争入札参加停止措置1件につき1枚作成してください。

国または他の地方公共団体における競争入札参加停止措置に関する申立書

令和 年 月 日

福岡市長様

所在地
団体名

名称及び代表者名

(※)

(※) 本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

「はかた伝統工芸館の指定管理者としての指定」にあたり、下記のとおり申し立てます。

記

1 国または他の地方公共団体における競争入札参加停止措置について

公告日から起算し過去2年以内に、国または他の地方公共団体の競争入札参加停止措置(国または他の地方公共団体が規定する、福岡市競争入札参加停止等措置要領に相当する要綱等に基づくもの)を

- (1) 受けていない <様式 11-1 の作成は不要>
- (2) 受けた <様式 11-1 の作成が必要>

2 【1で(2)を選択した場合のみ記載】

件数： _____ 件

該当する□にレ点を記入してください。

1について(2)を選択した場合は、様式 11-1 の提出が必要です。
(1件につき1枚作成してください。)

国または他の地方公共団体における
競争入札参加停止措置の概要（申立書）

令和 年 月 日

福岡市長様

団体名

「はかた伝統工芸館の指定管理者としての指定」にあたり、下記のとおり申し立てます。

記

④ 措置を受けた自治体等の名称	
⑤ 競争入札参加停止の措置期間	
⑥ 停止措置に至った原因の具体的内容	
⑦ 発生後の対応及び再発防止策等	

【添付書類】 停止措置に至った原因の詳細が分かる資料（例：事故報告書、役員会等での説明資料）
※本申立書は、競争入札参加停止措置1件につき1枚作成してください。

指 定 管 理 者 申 請 辞 退 届

令和 年 月 日

(あて先) 福岡市長

所在地

団体名

代表者氏名

(※)

(※)本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

令和 年 月 日付ではかた伝統工芸館の指定管理者指定申請書を提出しましたが、下記の理由により申請を辞退します。

記

(辞退の理由)

問い合わせ先

福岡市経済観光文化局総務・中小企業部地域産業支援課

(福岡商工会議所ビル2階)

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前 2-9-28 福岡商工会議所ビル2階

T E L 092-441-3303

F A X 092-441-3211

E-mail chiikisangyo.EPB@city.fukuoka.lg.jp